Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに〇） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに〇） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時を受申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時を受申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに〇） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに〇） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
25	25	25	18	9	16	20	12	19	4	1	2	2	0	0	25	0	0	0	11	2	13	0	0	0	0	2	2	10	1	17	15	5	3	3
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	学校から保護者宛にメール配信を行っている			○				○									○		○	○			
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○							○				○	○										○		○		
栃木県	栃木市	○	○		○	○		○							○						○									○	○	○		
栃木県	佐野市	○	○		○	○		○							○				○							○	新入学児童生徒学用品費の入学前支給及び小学校就学予定者の就学援助のみ、希望者が学校ではなく教育委員会に提出			○			○	外国語の案内書類を作成
栃木県	鹿沼市	○	○			○									○				○									○						
栃木県	日光市	○	○		○	○	○	○							○						○									○	○			
栃木県	小山市	○	○	○		○	○	○							○				○									○		○	○	○		
栃木県	真岡市	○	○	○	○	○		○							○						○							○			○			
栃木県	大田原市	○				○	○	○							○				○									○	○	○	○	○		
栃木県	矢板市	○	○		○	○	○	○							○						○									○	○			
栃木県	那須塩原市	○	○	○		○			○	○					○				○											○				
栃木県	さくら市	○	○		○	○									○						○									○	○			
栃木県	那須烏山市	○	○		○		○	○							○						○												○	市ホームページや広報紙等で周知を図っている。

Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに〇） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに〇） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時を受申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに〇） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに〇） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
25	25	25	18	9	16	20	12	19	4	1	2	2	0	0	25	0	0	0	11	2	13	0	0	0	0	2	2	10	1	17	15	5	3	3
栃木県	下野市	○	○		○			○							○					○										○	○	○		
栃木県	上三川町	○		○	○		○	○							○						○									○	○			
栃木県	益子町	○	○			○									○				○									○						
栃木県	茂木町	○				○		○							○				○									○			○			
栃木県	市貝町	○			○	○									○						○							○		○	○			
栃木県	芳賀町	○		○		○	○								○				○															
栃木県	壬生町	○	○					○							○						○									○	○			
栃木県	野木町	○			○	○		○							○						○							○		○				
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○	○							○						○							○					○	就学児健康診断、入学説明会時の他にも各学校を通じてチラシを配布している。また、令和7年度は簡潔でわかりやすいチラシに作成し直した。
栃木県	高根沢町	○	○		○			○	○		○	転入学時に就学援助制度の配布			○						○									○	○			
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○	○	○						○				○											○				
栃木県	那珂川町	○				○	○	○							○						○					○	入学準備金については、教育委員会のみで対応				○			

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																							
		<小学校>（1）実施・検討状況について						<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<小学校>（9）（8）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいなかったため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
25	25	21	2	2	0	0	0	0	21	2	0	0	0	0	0	0	1	0	10	10	0	14	14	3	17	8	0	3	0	1	2	2	0	0	0	1	0	1	1
栃木県	宇都宮市	○							○										○			○	○		○	○					○	域内の幼稚園や保育所でのポスター配布								
栃木県	足利市	○							○											○					○														
栃木県	栃木市	○							○											○		○	○		○														
栃木県	佐野市	○							○										○			○	○		○														
栃木県	鹿沼市	○							○										○			○	○								○								
栃木県	日光市	○							○										○			○	○		○	○		○											
栃木県	小山市	○							○											○		○				○													
栃木県	真岡市	○							○										○				○	○	○	○													
栃木県	大田原市		○							○																													
栃木県	矢板市	○							○											○		○	○		○														
栃木県	那須塩原市	○							○											○			○	○	○														
栃木県	さくら市	○							○								○					○	○		○														
栃木県	那須烏山市	○							○										○			○	○		○			○											

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）の力の内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の エ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
25	25	21	2	2	0	0	0	0	21	2	0	0	0	0	0	0	1	0	10	10	0	14	14	3	17	8	0	3	0	1	2	2	0	0	0	1	0	1	1
栃木県	下野市	○							○										○			○	○		○			○											
栃木県	上三川町	○							○											○					○														
栃木県	益子町			○																															○				
栃木県	茂木町		○							○																													
栃木県	市貝町	○							○											○						○													
栃木県	芳賀町			○																																		○	在学している者について学校長が申請を認める形式であるため、入学前の児童については対象としていない。
栃木県	壬生町	○							○											○		○	○								○	就学時健診の通知発送時、お知らせ・申請書を同封							
栃木県	野木町	○							○											○					○	○													
栃木県	塩谷町	○							○											○		○		○	○	○													
栃木県	高根沢町	○							○										○				○		○														
栃木県	那須町	○							○										○			○			○	○													
栃木県	那珂川町	○							○										○			○	○		○														

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
25	25	21	2	2	0	0	0	0	21	2	0	0	0	0	0	0	1	0	12	8	0	0	0	1	0	1	1
栃木県	宇都宮市	○							○											○							
栃木県	足利市	○							○										○								
栃木県	栃木市	○							○											○							
栃木県	佐野市	○							○										○								
栃木県	鹿沼市	○							○										○								
栃木県	日光市	○							○										○								
栃木県	小山市	○							○											○							
栃木県	真岡市	○							○										○								
栃木県	大田原市	○							○								○										
栃木県	矢板市	○							○											○							
栃木県	那須塩原市	○							○											○							
栃木県	さくら市	○							○										○								
栃木県	那須烏山市	○							○										○								

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
25	25	21	2	2	0	0	0	0	21	2	0	0	0	0	0	0	1	0	12	8	0	0	0	1	0	1	1
栃木県	下野市	○							○										○								
栃木県	上三川町	○							○											○							
栃木県	益子町			○																				○			
栃木県	茂木町		○							○																	
栃木県	市貝町		○							○																	
栃木県	芳賀町			○																						○	在学している者について学校長が申請を認める形式であるため、入学前の児童については対象としていない。町内中学校への進学前の申請は町内小学校にて受付(町内小学校通学者のみ)しているが、支給時期は在校生と同じである。
栃木県	壬生町	○							○										○								
栃木県	野木町	○							○											○							
栃木県	塩谷町	○							○											○							
栃木県	高根沢町	○							○										○								
栃木県	那須町	○							○										○								
栃木県	那珂川町	○							○										○								

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
25	25	21	19	18	18	18	20	11	10	16	16	9	7	12	11	11	5	8	0	7	7	24	0	7	2	25
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	○	1		世帯員の失業，失踪，離婚，傷病若しくは死亡又は災害等により急激に生活状況が悪化したため，学用品費等の負担が困難と認められるもの		0
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○					1				0
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1				0
栃木県	佐野市	○														○						1				0
栃木県	鹿沼市																	○				1				0
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1				0
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○			○	○	1		その他、災害、失業等で特に学校長が認定を必要と認める場合で、教育委員会が認める事由がある者であること。		0
栃木県	真岡市													○				○				1				0
栃木県	大田原市		○				○										○					1				0
栃木県	矢板市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	○	1		学校長による調書等により、教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある場合		0
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○			○					○	○					○	1		・失業、離婚、世帯主の失踪、事故、災害等を証明する書類を添付し申請した者で、申請月の前３箇月の平均の収入金額に１２を乗じて得た額を給与所得の源泉徴収税額の付表を用いて所得に換算した場合に、その額が所得基準額未満の保護者 ・その他那須塩原市教育委員会が必要と認めた保護者。		0
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1				0
栃木県	那須烏山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに〇）																				（2） （1）でソ、タ又はチに〇をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに〇をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
25	25	21	19	18	18	18	20	11	10	16	16	9	7	12	11	11	5	8	0	7	7	24	0	7	2	25
栃木県	下野市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○											0
栃木県	上三川町															○						1				0
栃木県	益子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		1				0
栃木県	茂木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1			長期にわたる病気療養中の者がいるなど特別の事情がある者については、1.5倍未満とする。ただし、福祉関係機関等の助言及び児童又は生徒の日常生活や家庭の諸事情を総合的に勘案して判断するものとする。	0
栃木県	市貝町	○					○							○		○					○	1		教育委員会が特に援助が必要と認める者		0
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1			（3）における認定基準キ、ク、サ、シ、ス、セについては、認定基準ソを同時に満たし生活実態を勘案したうえで認定。	0
栃木県	壬生町	○	○	○	○	○	○			○	○			○				○				1				0
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		1				0
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					○	1		要保護に準ずる程度に困窮し、就学援助を要すると教育委員会が認めた者		0
栃木県	高根沢町	○														○				○		2				0
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1				0
栃木県	那珂川町	○	○	○	○	○	○	○								○					○	1		その他、教育員会が特に就学援助の必要があると認めるもの		0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
25	25	25	0	0	2	2	2	23	23	0	0	25	0	0	2	2	2	23	23	0	1
栃木県	宇都宮市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	足利市	○						○	1,520			○						○	57,060		
栃木県	栃木市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	佐野市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	鹿沼市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	日光市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	小山市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	真岡市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	大田原市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	矢板市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	那須塩原市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	さくら市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	那須烏山市	○						○	11,630			○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
25	25	12	12	12	0	0	0	0	0	0	7	25	17	17	8	8	8	0	0	0	0
栃木県	宇都宮市	○	○	3,824								○	○	30,657							
栃木県	足利市	○	○	0							実績なし	○			○	22,690	22,586				
栃木県	栃木市	○	○	0							実績なし	○			○	22,690	22,685				
栃木県	佐野市											○	○	27,893							
栃木県	鹿沼市	○	○	0								○	○	30,362							
栃木県	日光市	○	○	12,780								○	○	30,563							
栃木県	小山市	○	○	0							実績なし	○	○	32,007							
栃木県	真岡市											○	○	29,555							
栃木県	大田原市											○	○	32,420							
栃木県	矢板市	○	○	0							実績なし	○			○	22,690	22,690				
栃木県	那須塩原市											○	○	32,000							
栃木県	さくら市											○			○	22,690	22,690				
栃木県	那須烏山市											○	○	28,024							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
25	25	11	1	1	7	7	7	3	3	0	0	7	1	1	2	2	2	4	4	0	1	6
栃木県	宇都宮市	○						○	11,000			○	○	5,668								当初令和６・７ＴＡＳ事業は別ＴＥ実施予定、１月ＴＡＳ会議後、ＳＴＴＴ１ヒ実施とし て、年額３，６００円支給
栃木県	足利市	○			○	11,000	8,846															
栃木県	栃木市	○			○	11,000	10,560					○						○	15,000			オンライン学習通信費は長子にのみ支給。
栃木県	佐野市	○			○	11,000	10,843															
栃木県	鹿沼市																					通学費：当年度支給実績なし
栃木県	日光市	○			○	11,000	9,794															
栃木県	小山市																					
栃木県	真岡市																					
栃木県	大田原市																					
栃木県	矢板市	○			○	11,000	10,694															
栃木県	那須塩原市											○						○	14,000			
栃木県	さくら市											○						○	15,000			
栃木県	那須烏山市																					

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
25	25	25	0	0	2	2	2	23	23	0	0	25	0	0	2	2	2	23	23	0	1
栃木県	下野市	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	上三川町	○			○	11,630	11,630					○			○	57,060	57,060				
栃木県	益子町	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	茂木町	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	市貝町	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	芳賀町	○			○	11,630	11,630					○			○	57,060	57,060				
栃木県	壬生町	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	野木町	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	塩谷町	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	高根沢町	○						○	11,630			○						○	57,060		
栃木県	那須町	○						○	11,420			○						○	50,600		
栃木県	那珂川町	○						○	12,100			○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
25	25	12	12	12	0	0	0	0	0	0	7	25	17	17	8	8	8	0	0	0	0
栃木県	下野市											○			○	22,690	22,600				
栃木県	上三川町											○	○	26,786							
栃木県	益子町											○	○	22,000							
栃木県	茂木町	○	○	0							実績なし	○	○	27,569							
栃木県	市貝町											○			○	22,690	22,690				
栃木県	芳賀町										1年生のみ	○	○	25,000							
栃木県	壬生町											○	○	29,024							
栃木県	野木町											○	○	30,431							
栃木県	塩谷町	○	○	0								○			○	22,690	22,690				
栃木県	高根沢町	○	○	0							実績なし	○			○	22,690	22,690				
栃木県	那須町	○	○	0								○	○	29,335							
栃木県	那珂川町	○	○	0							実績なし	○	○	32,245							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
25	25	11	1	1	7	7	7	3	3	0	0	7	1	1	2	2	2	4	4	0	1	6
栃木県	下野市																					修学旅行費 宿泊費（2泊4人＝22,690円） 学校諸費（33,510円／4泊人＝8?,620円） 交通費（電車賃等のみ）　115,280円 （??2人＝1,440円） その他費（現地体験）　168,740円 円／泊人＝1,690円
栃木県	上三川町	○	○	10,160																		修学費については、実績なし。
栃木県	益子町																					
栃木県	茂木町																					給食費（月額4,100円）は、給食を停止している者への支給はせず日額で実費分を支給。
栃木県	市貝町																					
栃木県	芳賀町											○			○	15,000	0				実績なし	
栃木県	壬生町																					
栃木県	野木町	○			○	11,000	10,238					○						○	3,000			
栃木県	塩谷町	○						○	11,000													
栃木県	高根沢町	○			○	11,000	9,375					○			○	15,000	12,604					
栃木県	那須町																					
栃木県	那珂川町	○						○	11,000													

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
25	25	25	0	0	2	2	2	23	23	0	0	25	0	0	2	2	2	23	23	0	1	12	12	12	0	0	0	0	0	0	6
栃木県	下野市	○						○	22,730			○						○	63,000												
栃木県	上三川町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	60,000														
栃木県	益子町	○						○	22,730			○						○	63,000												
栃木県	茂木町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし
栃木県	市貝町	○						○	22,730			○						○	63,000												
栃木県	芳賀町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000				中学生のみ									
栃木県	壬生町	○						○	22,730			○						○	63,000												
栃木県	野木町	○						○	22,730			○						○	63,000												
栃木県	塩谷町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	43,160							
栃木県	高根沢町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし
栃木県	那須町	○						○	22,320			○						○	57,400			○	○	0							
栃木県	那珂川町	○						○	22,000			○						○	63,000			○	○	0							実績なし

都道府県	市区町村名	修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
25	25	25	17	17	8	8	8	0	0	0	0	11	1	1	7	7	7	3	3	0	1	7	1	1	2	2	2	4	4	0	1	6
栃木県	下野市	○			○	60,910	60,910																									修学旅行費 内訳 宿泊費　5,949,120円／32人＝185,910 学校諸費　5,131,410／59人＝ 87,000円 校外活動（宿泊を伴わない）　76,800円／32人＝ 2,400円 校外活動（宿泊を伴う）　312,120円／32人＝ 9,750円
栃木県	上三川町	○		70,000								○	○	8,800																		歯科検については、実績なし。
栃木県	益子町	○		74,000																												
栃木県	茂木町	○		88,400																												給食費（月額4,600円）は、給食を停止している者への支給はせず自動で実費分を支給。
栃木県	市貝町	○			○	60,910	60,910																									給食費については、３年生は３月分を半額とし年額５７，７５０円となる。（１６円以下端数は、９０５０円）
栃木県	芳賀町	○		84,000																		○			○	15,000	0				実績なし	
栃木県	壬生町	○		77,481																												
栃木県	野木町	○		71,704								○			○	8,800	8,436					○						○	3,000			
栃木県	塩谷町	○			○	60,910	60,910					○						○	8,800													
栃木県	高根沢町	○			○	60,910	60,910					○			○	10,000	7,000					○			○	15,000	13,562					
栃木県	那須町	○		75,783																												
栃木県	那珂川町	○		85,917								○						○	10,000													

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
25	25	2
栃木県	宇都宮市	
栃木県	足利市	
栃木県	栃木市	
栃木県	佐野市	
栃木県	鹿沼市	
栃木県	日光市	
栃木県	小山市	
栃木県	真岡市	
栃木県	大田原市	
栃木県	矢板市	
栃木県	那須塩原市	
栃木県	さくら市	
栃木県	那須烏山市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
25	25	2
栃木県	下野市	部活動地域移行を踏まえ、クラブ活動費の支給項目の追加を検討している。
栃木県	上三川町	
栃木県	益子町	
栃木県	茂木町	
栃木県	市貝町	
栃木県	芳賀町	
栃木県	壬生町	
栃木県	野木町	
栃木県	塩谷町	就学援助制度を申請するにあたり、申請者は担当地区民生委員と面談をし申請書に同意を記入してもらうことになっている。地域のつながりが希薄になる中で担当地区の民生委員が申請者の状況を把握していない、申請者も民生委員を知らないと状況が不明を記載することができるのが現状である。所得審査相談を同時も多いため同行でも相談をする必要性を感じている。 また、民生委員に面談を等に応じることに抵抗を感じる、ハードルが高いという申請者からの提案もある。
栃木県	高根沢町	
栃木県	那須町	
栃木県	那珂川町	